

医療と介護の連携を支援する

はこだて療養支援のしおり



函館市医療・介護連携推進協議会
連携ルール作業部会 退院支援分科会

はじめに

平成29年4月「はこだて入退院支援連携ガイド」の運用を開始し3年が経過しました。平素より、アンケートやガイドを活用した研修会への参加、運営へのご協力等を頂き大変感謝しております。この度、函館市医療・介護連携推進協議会 連携ルール作業部会 退院支援分科会では、さらに医療・介護、それぞれの専門職の連携が促進していくことを目的に「はこだて療養支援のしおり」を作成させていただきました。

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、高齢者が入院状態となる前、つまり健康な時期や外来通院中の時期から医療と介護の専門職の連携が必要なのではないかと考えます。この時期の連携体制が強化されることで、日常の療養支援体制が確立され、入退院時や急変時、看取りといった局面での連携がさらに促進されていくことと思います。実際に、当センターへ寄せられる医療・介護の専門職からの相談の多くは「病院の相談窓口が分からない」「医療処置が必要な方の受け入れが可能な介護施設について教えてほしい」といった日常の療養支援に関するものです。その多くは情報提供で解決できることもあり、知らないことで医療と介護の連携がスムーズにいかなく困っている事例です。専門職から寄せられたこれらの相談をもとに、医療と介護の連携場面で知っていたら便利な情報をこの1冊にまとめています。是非、日常の業務に活用していただければと思います。「しおり」作成にご協力いただきました皆様に、この場をお借りして御礼申し上げます。

まだ、内容的には不足する場面や記述などもあり、発展途上のものです。今後この「しおり」の利用拡大を函館市医療・介護連携支援センターが担っていく中でさらに内容を充実させ、多くの関係者に利用されて、広く行き渡るようにしていきます。是非ともご利用いただく中で、追記・見直しなど、たくさんのご意見を寄せていただき、多くの関係者の連携を確かに支え、また、評価をいただけるものに育てていきたいと思っておりますので、ご協力のほど宜しくお願いします。

この「しおり」にかかわる方々

この「しおり」は本市の医療・介護連携推進事業の取り組みの一環として作成しております。支援対象者と支援する関係者は次のような方を想定しています。

●支援対象者 次に該当する方

- ・65歳以上の方
- ・第2号被保険者で介護保険サービスを利用している方、これから利用を希望する方

●支援する関係者

- ・医師 ・看護師 ・保健師 ・退院支援看護師 ・医療ソーシャルワーカー
- ・介護支援専門員 ・地域包括支援センター職員 ・訪問看護師 ・介護職員
- ・歯科医師 ・歯科衛生士 ・薬剤師 ・鍼灸師 ・マッサージ師 ・柔道整復師
- ・栄養士 ・施設の担当者 ・リハビリスタッフ
- ・その他（住宅改修や医療機器レンタルの事業者など）

この「しおり」の活用方法について

- この「しおり」は当センターホームページ上で公開しており、ダウンロードが可能です。
- パソコン等のインターネット環境下でこの「しおり」を閲覧される場合
⇒本文にあります「[青字下線の文字](#)」をクリックすることで、関係するホームページ等へリンクが飛ぶようになっております。
- 冊子でご使用の場合
⇒「[青字下線の文字](#)」をインターネット検索していただくことで、関係情報が探しやすいようになっております。
- この「しおり」は毎年4月の情報を掲載しております。更新、見直しについては6月末までに行う事としておりますが、最新の情報に関しては各掲載機関へお問合せ願います。
- この「しおり」に掲載されている内容は本市独自の対応も含まれております。その為、本市以外の対応、お問い合わせにつきましては、各市町村へご確認をお願いいたします。

● も く じ ●

1	医療と介護の連携推進のための基本マナー	1
2	よくある相談	3
	● 介護保険	5
	● 医療費	7
	● 病床の仕組み	10
	● ACP・DNAR	12
	● 介護支援専門員／医師との連携	13
	● 病院の相談窓口	14
	● お薬相談／専門職の役割	15
	● 訪問看護	16
	● 認知症	18
	● がんの相談窓口	20
	● 身寄りのない方	21
	● 生活困窮者	22
	● 通院の移動手段	23
	● 苦情の相談窓口	24
	● 曜日・時間帯別の医療機関のかかり方	25
	● 急変を防ぐ	27
	● 情報の提供	28
	● 医療機関・施設の探し方	29
	● 歯科、栄養管理の相談窓口／柔道整復師、鍼灸師・マッサージ師の訪問	30
	● 看取りの現状	31
	● 地域の社会資源／高齢者の住まい	32
3	関係機関一覧	33

1 医療と介護の連携推進のための基本マナー

医療と介護にかかわる多職種が、お互いに気持ち良く仕事をするための基本マナーです。ついつい自分の職種の目線だけで仕事を進めていませんか？

以下の7項目を参考に、日々の仕事を改めて振り返ってみてください。他の職種を気遣うことで、よりスムーズな連携と切れ目のない支援につながります。

◆ 第一印象を大切に

「出会って数秒の第一印象で、全ての印象が決まる」と言われており、一度相手に与えてしまった悪い印象はなかなか消えず、払拭するためには、長い時間と労力が必要となります。

また、相手にどのように見られているか、どのような印象を与えているかを意識することは、相手の立場を考えるきっかけにもなります。相手への気配り、心配りを表す「身だしなみ」や「言葉遣い」を意識してみましょう。

◆ 相手の立場に立つ

専門職として高度な専門知識を有する他の職種と連携していくためには、それぞれの職種の立場を良く理解する必要があります。

職種によって、また医療機関や介護事業所によって、さまざまな立場や役割があり、できることとできないことがあります。自分の立場だけを考えずに、それぞれの背景にある制度や法律なども含め理解するよう心がけましょう。

◆ きちんと名乗りあう

急いでいるときなどは、特に早口になりがちです。情報のやり取りを始める前に、自分の勤務箇所、名前、職種などをはっきり正確に伝え、相手方の名前、職種などもしっかり確認しましょう。

また、支援対象者の情報が誤って伝わらないように、「はこだて医療・介護連携サマリ－（情報共有ツール）」（P28参照）などを活用し、事前に正確な情報を用意すると便利です。

特に、支援対象者の名前は必ずフルネームで伝え、生年月日などもあわせて伝えられるように準備しておきましょう。

◆ 自分の用件と相手方の受入状況を見極める

日頃から、関係する医療機関や介護事業所などの情報を収集し、相手方が落ち着いて十分に対応できる時間帯、曜日などを確認しておきましょう。

また、自分の用件が、どのくらい重要で、どのくらい急ぐものなのかを見極めることも大切です。緊急性が低いときは、事前に確認した時間帯等に連絡することで、対応をスムーズに進めることができます。

特に、医療機関などに訪問して情報交換する場合は事前に対応可能なケアマネタイム等の時間帯を確認し、アポイントメントを取ってから訪問しましょう。（P13 参照）

◆ 医療機関や介護事業所ごとの体制を確認する

連絡を取っている担当者が不在の場合でも困らないように、医療機関や介護事業所ごとの担当者の連絡先や代わりに対応する方を確認しましょう。

また、時間外、休日などの対応が可能なのか、代わりに対応できる医療機関や介護事業所があるのかなど、さまざまな場面を想定して行動できるよう心がけましょう。

◆ わかりやすい言葉で、見やすい文字で

自分の職種の中ではあたりまえの言葉でも、他の職種と話すときには、共通に理解できているかを十分に確認しながら、わかりやすく説明するよう意識しましょう。

また、支援対象者の情報を記載する場合は、誰が見てもわかるように、見やすい文字で正確に書くよう心がけましょう。

特にかかりつけ医は、支援対象者が各サービスを利用するうえで重要な役割である「主治医意見書」「訪問看護指示書」「訪問薬剤管理指導指示書」などを書くことになり、正確で具体的な記載と迅速な提出が必要とされています。病歴や服薬の状況、生活のことも含めきめ細かな情報が記載されていることで、支援対象者が必要なサービスが何かわかり、スムーズな支援につながります。



◆ 顔の見える関係づくり

日々の仕事に追われる環境では、他の職種とのやり取りがどうしても事務的になってしまいがちです。

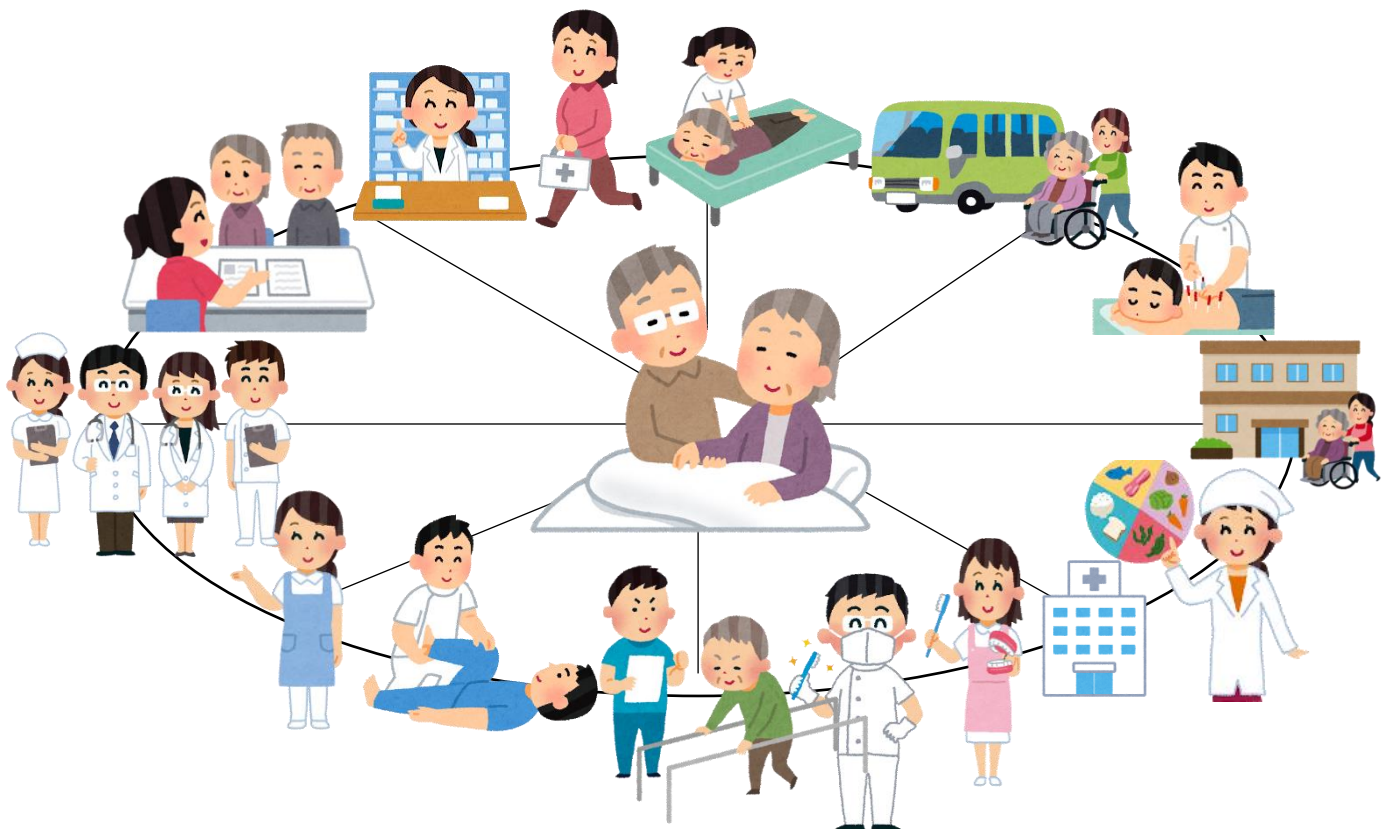
多職種対象の研修（[函館市医療・介護連携支援センターHP](#)参照）などに積極的に参加し交流することで、多職種の「顔」や「人となり、背景」を知ることができます。そこで得た人脈を職場に持ち帰って生かすことで、お互いに手応えのある連携の可能性が高まります。

2 よくある相談

函館市医療・介護連携支援センターが開設した平成29年4月より、地域の専門職の皆さんから寄せられたご意見・ご相談の中で比較的多く聞かれた内容を、医療と介護に分け記載しております。さらに各専門職から寄せられた相談が支援対象者のどんな状態の場面に寄せられたものなのかを整理し下記の表へまとめています。詳細については（ ）内のページをご覧ください。

場面	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-right: 10px;">医療側</div>  </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-right: 10px;">介護側</div>  </div>
(1) 健康な時期	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の仕組みや内容を知りたい (P5) ・介護保険のサービスを利用するには? (P5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費について知りたい (P7) ・病床の仕組みを知りたい (P10)
	(共通課題) <ul style="list-style-type: none"> ・ACP・DNARの違いは? (P12) 	
(2) 通院中	<ul style="list-style-type: none"> ・担当の介護支援専門員がわからない (P13) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師との連携はどう図る? (P13) ・病院の相談窓口がわかりにくい (P14) ・お薬についての相談は? (P15)
	(共通課題) <ul style="list-style-type: none"> ・専門職の役割を知りたい (P15) ・訪問看護を利用したい (P16) ・認知症が疑われる場合は? (P18) ・がんの相談窓口は? (P20) ・身寄りのない方への支援方法は? (P21) ・生活困窮者への支援方法は? (P22) ・通院の移動手段がなく困っている方がいる (P23) ・苦情の相談窓口は? (P24) 	
(3) 急変時		<ul style="list-style-type: none"> ・曜日・時間帯別の医療機関のかかり方について知りたい (P25) ・急変を防ぐためにできることって? (P27)

<p>(4) 入院～ 退院直後</p>	<p>◎この場面の連携に関してはこちらをご参照ください。 ⇒函館市医療・介護連携支援センターHP 「はこだて入退院支援連携ガイド 2019」</p> <p>(共通課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> • どんな情報の提供をするといいの？ (P28) • 訪問診療をしている「医療機関」，医療処置のある方が入所できる「施設」を知りたい (P29)
<p>(5) 訪問診療中</p>	<p>(共通課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 歯科，栄養に関する相談窓口は？ (P30) • 柔道整復師，鍼灸師・マッサージ師に訪問してもらい治療や施術を受けることはできる？ (P30)
<p>(6) 人生の 最終段階</p>	<p>(共通課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 函館市の施設・在宅・病院での看取りの現状について知りたい (P31)
<p>(7) その他</p>	<p>(共通課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域の社会資源を知りたい (P32) • 高齢者の住まいについて知りたい (P32)



(1) 健康な時期

医療側



介護保険の仕組みや内容を知りたい

●介護保険制度

◎介護保険についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[介護保険と高齢者福祉の手引き](#)」

市役所2階保健福祉部窓口、各支所窓口で配布の他、函館市のHPからダウンロードができます。

介護保険と 高齢者福祉の手引き



目次

介護保険料のしくみ	1
介護保険料とその他の方	2
介護保険料と生活保護受給者	3
第1号被保険者となる方の利用サービス	5
第2号被保険者となる方の利用サービス	7
第1号被保険者となる方の利用サービス	12
第2号被保険者となる方の利用サービス	14
介護保険料について	18
認知症の方と介護保険の申請について	20
その他のお問い合わせ窓口	21
各支所窓口	23

介護保険制度は40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護や支援が必要になった時にサービスを利用するしくみとなっています。

加入者（被保険者）

第1号被保険者：65歳以上の方

第2号被保険者：40歳～64歳の医療保険加入の方

医療側



介護保険のサービスを利用するには？

●介護保険の申請

介護保険サービスを利用するには、要介護認定を受ける為の申請が必要になります。第1号被保険者の方は、介護や支援が必要であると認定された方。（病気やけがの種類は問われません。）第2号被保険者の方は、初老期における認知症や脳血管疾患など、国が定める16種類の特定疾病が原因となって介護が必要な方が申請できます。

【申請方法】

- ・ご本人、ご家族が直接、市の窓口で申請
- ・居宅介護支援事業所（介護支援専門員のいる事務所）や地域包括支援センターに代行申請を依頼

◎居宅介護支援事業所についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[函館市介護保険事業所一覧](#)」

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP

「[函館市在宅医療・介護連携マップ](#)」

◎函館市の受付窓口については下記をご参照ください。

函館市保健福祉部高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口（市役所 2 階）	21-3025
亀田支所 介護・高齢・障がい相談窓口（亀田支所 1 階）	45-5482
湯川支所 湯川福祉課	57-6170
戸井支所 市民福祉課	82-2112
恵山支所 市民福祉課	85-2335
楸法華支所 市民福祉課	86-2111
南茅部支所 市民福祉課	25-6045

◎函館市地域包括支援センターについては以下をご参照ください。

⇒函館市HP「[函館市地域包括支援センター](#)」

函館市地域包括支援センター		担当地区
あさひ	27-8880	入舟町 船見町 弥生町 弁天町 大町 末広町 元町 青柳町 谷地頭町 住吉町 宝来町 東川町 豊川町 大手町 栄町 旭町 東雲町 大森町
こん中央	27-0777	松風町 若松町 千歳町 新川町 上新川町 海岸町 大縄町 松川町 万代町 中島町 千代台町 堀川町 高盛町 宇賀浦町 日乃出町 的場町 金堀町 広野町
ときとう	33-0555	大川町 田家町 白鳥町 八幡町 宮前町 時任町 杉並町 本町 梁川町 五稜郭町 柳町 松陰町 人見町 乃木町 柏木町
ゆのかわ	36-4300	川原町 深堀町 駒場町 湯浜町 湯川町1～3丁目 花園町 日吉町1～4丁目
たかおか	57-7740	戸倉町 榎本町 上野町 高丘町 滝沢町 見晴町 鈴蘭丘町 上湯川町 銅山町 旭岡町 西旭岡町1～3丁目 鱒川町 寅沢町 三森町 紅葉山町 庵原町 亀尾町 米原町 東畑町 鉄山町 蛾眉野町 根崎町 高松町 志海苔町 瀬戸川町 赤坂町 銭亀町 中野町 新湊町 石倉町 古川町 豊原町 石崎町 鶴野町 白石町
西 堀	52-0016	富岡町 1～3 丁目 中道 1～2 丁目 鍛冶 1～2 丁目
亀 田	40-7755	美原 1～5 丁目 赤川 1 丁目 赤川町 亀田中野町 石川町 北美原 1～3 丁目 昭和 1～4 丁目
神 山	76-0820	山の手 1～3 丁目 本通 1～4 丁目 陣川町 陣川 1～2 丁目 神山町 神山 1～3 丁目 東山町 東山 1～3 丁目 水元町 亀田大森町
よろこび	34-6868	浅野町 吉川町 北浜町 港町 1～3 丁目 追分町 亀田町 桔梗町 昭和町 桔梗 1～5 丁目 西桔梗町 亀田本町 亀田港町
社 協	82-4700	戸井地区 楸法華地区 恵山地区 南茅部地区
ランチかやべ	25-6034	※地域の相談を受け、地域包括支援センターにつなげるための窓口です。

介護側



医療費について知りたい

●公的医療保険について

◎後期高齢者医療制度についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[後期高齢者医療制度](#)」

◎国民健康保険（こくほ）についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[国民健康保険](#)」

◎全国健康保険協会（協会けんぽ）についてはこちらをご参照ください。

⇒協会けんぽHP「[協会けんぽ](#)」

◎健康保険組合の方は保険証に記載の健康保険組合へ各自ご確認ください。

●医療費の負担割合について

原則として75歳以上は1割（後期高齢者医療制度），70歳から74歳までは2割，70歳未満は3割となります。いずれの場合も現役並み所得者（Ⅰ～Ⅲ）（P9参照）は3割となります。

●医療費の負担軽減について

・高額療養費制度

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の窓口負担額が高額になった場合、一定の金額（P9参照「自己負担限度額」）を超えた分が、あとから支給される制度です。

[さらに負担を軽減する仕組み]

・世帯合算

お一人の一回分の窓口負担額では、高額療養費の支給対象とはならなくても、複数の受診や同じ世帯にいる他の方（同じ医療保険に加入している方に限ります）の窓口負担額を1か月(暦月)単位で合算することができます。その金額が一定額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。（ただし、70歳未満の方の受診については21,000円以上の自己負担のみ合算されます。）

・多数回該当

過去12か月間に、4回以上の高額療養費の支給があった場合（多数回該当の場合）には、4回目以降の上限額がさらに引き下がります。（P9表内 年4回目以降をご参照ください）

◎高額療養費制度についてはこちらをご参照ください。

⇒厚生労働省HP

[「高額療養費制度を利用される皆さまへ（平成30年8月診療分から）PDF」](#)

◎高額療養費の支給申請についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[こくほ：高額な医療費を支払ったとき](#)」

「[後期高齢者医療制度について](#)」

⇒全国健康保険協会HP

「[協会けんぽ 高額な医療費を支払ったとき（高額療養費）](#)」

医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証（低所得者Ⅰ，Ⅱおよびオのみ）」を提示することで、医療費の支払い額が「自己負担限度額」までになります。（所得区分が一般、現役並みⅢの方は、限度額適用認定証は発行されません。）

【申請窓口】

国民健康保険・後期高齢者医療保険の方

函館市市民部国保年金課 給付担当（国民健康保険）	21-3145
函館市市民部国保年金課 高齢者医療担当（後期高齢者医療）	21-3184
湯川支所 民生担当	57-6163
銭亀沢支所	58-2111
亀田支所 民生担当	45-5582
戸井支所 市民福祉課	82-2112
恵山支所 市民福祉課	85-2335
楫法華支所 市民福祉課	86-2111
南茅部支所 市民福祉課	25-6043

全国健康保険協会（協会けんぽ）の方

協会けんぽ（北海道支部）	011-726-0352
--------------	--------------

健康保険組合の方

保険証に記載の健康保険組合へ申請

●自己負担限度額について

《70歳以上》（2018年8月診療分から）

適用区分	年 収 等	外 来 (個人ごと)	月の上限額 (世帯)
現役並みⅢ	年収 約 1,160 万円以上	252,600 円+ (医療費-842,000 円) × 1% 〈年4回目以降 (多数回該当) : 140,100 円〉	
現役並みⅡ	年収 約 770 万~約 1,160 万円	167,400 円+ (医療費-558,000 円) × 1% 〈年4回目以降 (多数回該当) : 93,000 円〉	
現役並みⅠ	年収 約 370 万~約 770 万円	80,100 円+ (医療費-267,000 円) × 1% 〈年4回目以降 (多数回該当) : 44,400 円〉	
一 般	年収 約 156 万~約 370 万円	18,000 円 〈年間上限 144,000 円〉	57,600 円 〈年4回目以降 (多数回該当) : 44,400 円〉
低所得者Ⅱ 後期高齢者 区分Ⅱ	住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ 後期高齢者 区分Ⅰ	住民税非課税世帯 (年金収 入 80 万円以下など)		15,000 円

《70歳未満》

適用区分	年 収 等	月の上限額
ア	年収 約 1,160 万円以上	252,600 円+ (医療費-842,000 円) × 1% 〈年4回目以降 (多数回該当) : 140,100 円〉
イ	年収 約 770 万~約 1160 万円	167,400 円+ (医療費-558,000 円) × 1% 〈年4回目以降 (多数回該当) : 93,000 円〉
ウ	年収 約 370 万~約 770 万円	80,100 円+ (医療費-267,000 円) × 1% 〈年4回目以降 (多数回該当) : 44,400 円〉
エ	年収 ~約 370 万円	57,600 円 〈年4回目以降 (多数回該当) : 44,400 円〉
オ	低所得者(住民税非課税)	35,400 円 〈年4回目以降 (多数回該当) : 24,600 円〉

(注) 所得区分をわかりやすくするために目安の年収を示していますが、実際は年収によって区分が分かっているわけではありません。

介護側



病床の仕組みを知りたい

● 「病床」と「病棟」について

「病床」は患者を入院させることができる施設・設備をいいます。医療法により「病床」は結核病床、精神病床、感染症病床、一般病床、療養病床の5つに区分されます。病床を診療ごと、あるいは種類ごとに分けたそれぞれの固まりのことを「病棟」と呼びます。

一般病棟（病床）

比較的重症な患者に対して標準的な治療を提供する病棟です。

地域包括ケア病棟（病床）

急性期治療後に病状が安定した患者に対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病棟です。この病棟では、医療やリハビリを受けることができる日数は決まっており、最長でも60日が原則とされています。

回復期リハビリテーション病棟（病床）

脳血管疾患または大腿骨頸部骨折などの病気で急性期を脱しても、まだ医学的・社会的・心理的なサポートが必要な患者に対して、多くの専門職種がチームを組んで集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅や社会へ戻っていただくことを目的とした病棟です。この病棟では、疾患別に入院できる期間が決められています。

障がい者病棟（病床）

パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症などの神経難病の患者や脳卒中など寝たきりで意識障がいのある患者の治療・看護・リハビリを行う病棟です。

ホスピス病棟（病床）・緩和ケア病棟（病床）

緩和ケアを専門的に提供する病棟です。名称としては緩和ケア病棟、ホスピス、緩和ケアセンターなどが用いられています。緩和ケア病棟は、心身の苦痛がある患者への対応や、人生の最期の時期を穏やかに迎えることを目的とした入院施設です。

精神科病棟（病床）

精神疾患の患者が入院する病棟です。入院形態には措置入院（緊急措置入院）・医療保護入院・応急入院・任意入院があります。また、状態により閉鎖病棟と開放病棟に分けられています。

療養病棟（病床）

長期にわたり療養を必要とする患者のための病棟です。医療保険制度が適用となる医療療養病床と、介護保険制度が適用となる介護療養病床があります。

感染症病棟（病床）

感染症の患者が感染症法等に基づき、早期に適切な医療の提供と重症化を防ぐための病棟です。

結核病棟（病床）

結核患者が入院する病棟で、適切な管理を行う構造・設備が整っています。

【函館市各病院の病床一覧】

病院により病床機能が変更になっている場合があります。詳細については各病院へお問い合わせください。

(令和3年6月現在)

	一般	地域包括ケア	回復期	障がい	ホスピス 緩和ケア	精神	療養 (医療)	療養 (介護)	感染症	結核
亀田病院	●	●	●	●						
亀田北病院						●				
亀田花園病院	●						●			
共愛会病院	●	●		●			●			
国立病院機構函館病院	●	●								●
市立函館恵山病院							●			
市立函館南茅部病院	●						●			
市立函館病院	●								●	●
高橋病院	●	●	●					●		
富田病院	●					●	●			
西堀病院	●	●	●	●						
函館おおむら整形外科病院	●	●								
函館おしま病院					●			●		
函館記念病院				●		●	●			
函館協会病院		●	●	●			●			
函館五稜郭病院	●									
函館市医師会病院	●	●		●						
函館新都市病院	●		●							
函館赤十字病院	●	●								
函館中央病院	●									
函館脳神経外科病院	●	●								
函館稜北病院	●	●	●							
函館渡辺病院	●					●				
森病院					●		●	●		

(五十音順)

医療側

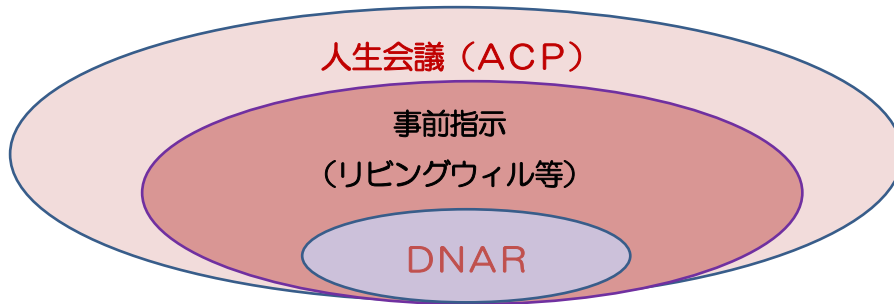


介護側



～共通課題～

ACP・DNARの違いは？



●人生会議・ACP (Advance Care Planning : アドバンス・ケア・プランニング)

人生の最終段階における医療・ケアについて、ご本人がご家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスです。健康なうちから、自らが希望する医療・ケアを受けるために、大切にしていることや望んでいること、どこで、どのような医療・ケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

※関連情報についてはこちらをご参照ください。

⇒厚生労働省 HP

[「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」](#)

●事前指示 (Advance Directive : アドバンス・ディレクティブ)

自身が医療・ケアの選択について判断できなくなった場合に備えて、どのような治療を受けたいか（受けたくないか）や、自分の代わりに誰に判断してもらいたいかなどを予め決めておくことです。

●リビングウィル (Living Will)

自分が意思表示をできなくなる前に、治る見込みがなく、死期が近い時には延命治療を拒否することを、予め書面に記しておくことです。

●DNAR (Do Not Attempt Resuscitation)

「心肺停止に対して心肺蘇生を試みない」ということに限定された指示です。抗菌薬使用、胃ろう造設、点滴、昇圧剤等の具体的医療行為をする・しないを決めるものではありません。

(2) 通院中

医療側



担当の介護支援専門員がわからない

●担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）の把握方法

平成30年度の介護保険制度の改正では、「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はそのご家族に対し、利用者について、入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えるよう求めなければならない」となっています。その為、担当の介護支援専門員がすぐにわかるように、名刺やサービス内容の書かれたものを、お薬手帳や保険証等と一緒にしているところが増えていきます。ご本人やその家族に尋ねたり、お薬手帳や保険証を確認してもなお、担当の属する居宅介護支援事業所が不明な場合については、下記担当へご相談ください。

【問い合わせ窓口】

函館市保健福祉部介護保険課 介護サービス担当（市役所2階）

21-3023

介護側



医師との連携はどう図る？

介護側にとって医師との連携はどうしても敷居が高いと思ってしまうがちですが、実際には「関わっている介護関係者を知りたい」「患者のためにもっと連携をしていきたい」と感じている医師もいます。医師との連携のポイントとして具体的にどんな情報を聞きたいのかを整理し、簡潔・明瞭にまとめておく必要があります。

〈連携や相談方法の例〉

- ・病院の医療相談員に連絡し連携方法を確認する
（書面やファックスなどの他の方法の相談）
- ・ご本人の通院や訪問診療時に合わせて同席する
- ・事前に連絡し外来終了後に訪問する
- ・ケアマネタイム（医師が相談に比較的対応しやすい曜日や時間帯をあらかじめ示したもの）を活用する。

◎ケアマネタイムについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP

「[函館市在宅医療・介護連携マップ](#)」の「在宅医療」より検索ください

介護側



病院の相談窓口がわかりにくい

介護サービス事業所等からの相談対応窓口として、函館市内の病院には連携室や相談室が設置されています。これらの相談窓口には、医療相談員や退院支援看護師等が配置されており、外来患者や入院患者の相談に対応しています。各病院の相談窓口は下記をご参照ください。尚、クリニックや診療所に関しては、連携室や相談室が設置されていないところが多く、看護師や事務員の方が対応しているところもありますので、事前に確認が必要と思われます。

【函館市内病院相談窓口一覧】

(令和3年6月現在)

医療機関	相談窓口	連絡先
亀田病院	地域連携室	40-1500 (代表)
亀田北病院	地域連携室 認知症疾患医療センター	46-4651 (代表)
亀田花園病院	地域連携室	33-2501 (直通)
共愛会病院	入退院支援室	33-1166 (直通)
国立病院機構函館病院	相談支援室	51-0229 (直通)
市立函館恵山病院	看護科	85-2001 (代表)
市立函館南茅部病院	事務	25-3511 (代表)
市立函館病院	患者サポートセンター	43-2000 (代表)
高橋病院	医療福祉相談・地域連携室 入退院支援室	23-7221 (代表)
富田病院	地域医療連携室	52-1114 (直通)
西堀病院	地域連携課	78-0102 (直通)
函館おおむら整形外科病院	地域連携課	47-3300 (代表)
函館おしま病院	医療相談室	56-2308 (代表)
函館記念病院	地域医療連携室	42-0769 (直通)
函館協会病院	地域医療福祉相談室	53-5511 (代表)
函館五稜郭病院	医療相談課・在宅療養支援室	51-2295 (代表)
函館市医師会病院	医療・介護連携課 医療福祉相談係	43-4873 (直通)
函館新都市病院	医療支援課連携係	46-1321 (代表)
函館赤十字病院	医療相談室	52-4363 (直通)
函館中央病院	医療福祉相談室	52-1231 (代表)
函館脳神経外科病院	医療相談室	31-0606 (直通)
函館稜北病院	地域医療連携室	31-1791 (直通)
函館渡辺病院	クリニック 地域連携室 ・精神科診療の窓口 (入院、受診等)	59-3331 (代表)
	渡辺病院 総合連携室 ・一般科診療の紹介窓口 (入院・受診等)	59-2357 (直通)
	渡辺病院 医療福祉支援科 ・入院中患者、通院中患者の総合相談	59-4198 (直通)
森病院	医療相談室	47-2222 (代表)
		83-1711 (直通)

介護側



お薬についての相談は？

医療機関から処方された薬の内容についての相談は、まずはかかりつけ医に相談が基本となります。しかし、日常的な服薬管理などは薬剤師へ相談してみましょう。

●かかりつけ薬局について

いくつかの病気があると、多くの医療機関にかかってしまう場合があります。そういう時は、違う名前でも同じお薬が出されてしまう事（重複投薬）があります。かかりつけ薬局では、お薬の交通整理を行うように、同じお薬や似たようなお薬が出されていないか、チェックをしています。また市販の薬との飲み合わせのチェックもしています。かかりつけ薬局を決めておけば、薬について何時でも、何でも相談できて安心です。

●処方薬の配達

ほとんどの調剤薬局で対応しています。配達料は店舗によって違うため各自お問い合わせください。

●訪問による服薬指導

調剤薬局の薬剤師がご自宅を訪問してお薬を適切に飲めるようにお手伝いします。

◎料金については各薬局へお問い合わせください。

◎訪問による服薬指導を実施している機関についてはこちらをご参照ください。

⇒ 函館薬剤師会HP

[「函館薬剤師会・在宅医療支援薬局リスト・お薬でお困りではありませんか」](#)

医療側



～共通課題～

専門職の役割を知りたい

介護側

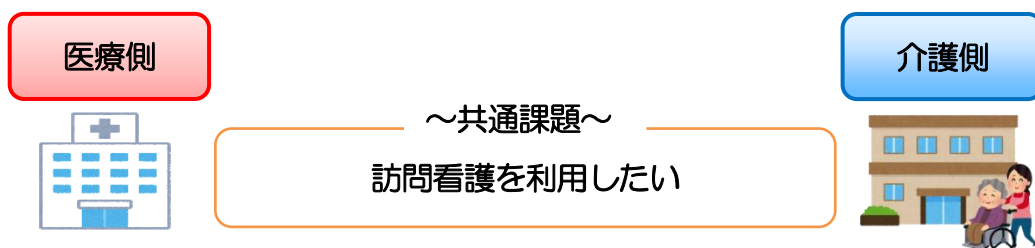


◎専門職の役割についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP

[「専門職ができること～15 職種を紹介」](#)のコラム

[「はこだて入退院支援連携ガイド 2019」](#) ※P21～P22「6 関係職種の紹介」



訪問看護の利用は医師の指示が必要となります。原則として介護保険が医療保険より優先されますが、介護保険ではなく医療保険で訪問看護を利用できる場合もあります。

◎下記の制度の違いがありますので、詳しくは直接訪問看護ステーションへお問い合わせください

- ・要介護認定の有無、疾患名等により保険の優先順位が決められている
- ・医療保険では利用できる訪問看護の回数が定められている場合もある
- ・住居により訪問看護の利用の要件が決められている 等

◎訪問看護ステーションについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[函館市介護保険事業所一覧](#)」

【訪問看護が利用できる場所と要件】

	介護保険	医療保険
自宅 サービス付き高齢者向け住宅	○	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定を受けていない場合（非該当含む） ・厚生労働大臣が定める疾病等（※1）に該当する場合 ・主治医から特別訪問看護指示書が交付された場合（※2）
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 特定施設入居者生活介護	×	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣が定める疾病等（※1）に該当する場合 ・主治医から特別訪問看護指示書（※2）が交付された場合
（看護） 小規模多機能型居宅介護 ＊ご自宅で過ごしている時は介護保険、医療保険共に利用することが出来ますが、原則、施設への訪問はできません。しかし、疾病や疾患上の理由等によっては施設での泊りサービス利用時のみ医療保険で利用できる場合があります。	（自宅への訪問） ○	（自宅への訪問） ○
	（施設への訪問） ×	（施設への訪問）以下の場合のみ可能 泊まりサービス利用時のみ <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣が定める疾病等（※1）に該当する場合 ・主治医から特別訪問看護指示書が交付された場合（※2） （尚、上記2点についてはサービス利用前30日以内に患家（患者のいる家）で訪問看護を実施している場合、利用開始30日までとなります。但し、末期の悪性腫瘍の場合、利用開始後の制限ありません）
特別養護老人ホーム	×	<ul style="list-style-type: none"> ・末期の悪性腫瘍の場合
短期入所生活介護	×	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用前30日以内に患家で訪問看護を実施している末期の悪性腫瘍の場合

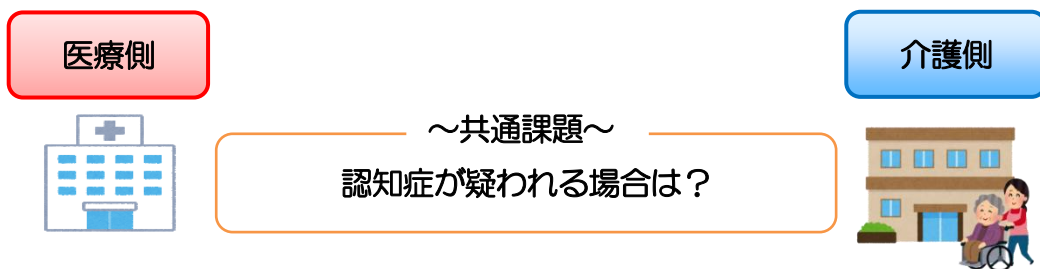
(※1) 厚生労働大臣が定める疾病等「特掲診療科の施設基準等別表第7に掲げる疾病等」

- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症
- 重症筋無力症
- スモン
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊髄小脳変性症
- ハンチントン病
- 進行性筋ジストロフィー症
- パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺，大脳皮質基底核変性症，パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障がい度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）
- 多系統萎縮症（線条体黒質変性症，オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）
- プリオン病
- 亜急性硬化性全脳炎
- ライソゾーム病
- 副腎白質ジストロフィー
- 脊髄性筋萎縮症
- 球脊髄性筋萎縮症
- 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 後天性免疫不全症候群
- 頸髄損傷
- 人工呼吸器を使用している状態

(※2) 特別訪問看護指示書

主治医が診療により，急性感染症等の急性増悪期，末期の悪性腫瘍等以外の終末期又は退院直後で「週4日以上頻回の訪問看護の必要がある」と認めた場合に交付できるものであり，疾患や症状の制限はない

- ・14日間にわたり訪問看護が利用できる
- ・月1回交付できる（但し，気管カニューレを使用している状態，真皮を超える褥瘡の状態にある場合は，月に2回まで交付できる）



まずはかかりつけ医へ相談しましょう。かかりつけ医のいない方は専門の医療機関や下記の窓口等へご相談ください。

●はこだてオレンジケアチーム（函館市認知症初期集中支援チーム）

チーム員（医療・福祉・介護の専門職）がご家庭を訪問し、認知症の症状など困っていることについて相談に応じ、適切な医療や介護サービスにつなげるなど、ご本人やご家族の支援を集中的に行います。

◎はこだてオレンジケアチームについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[はこだてオレンジケアチーム](#)」

【ご相談・情報提供など】

函館市保健福祉部高齢福祉課 介護予防・認知症担当（市役所2階）	21-3081
認知症疾患医療センター	P18参照
「 函館市地域包括支援センター 」	P6参照

●認知症疾患医療センター

かかりつけ医や地域包括支援センターなどと連携を図りながら、認知症の鑑別診断、急性治療、医療相談等の認知症専門医療を提供します。診察は予約制となっているところもあるため事前にご確認ください。

亀田北病院 認知症疾患医療センター	函館市石川町191番4号	0120-010-701
富田病院 認知症総合医療センター	函館市駒場町9番18号	52-1101
函館渡辺病院 認知症疾患医療センター	函館市湯川町1丁目31番1号	0120-596-676

（五十音順）

●函館市認知症ケアパス

認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの流れを示す「函館市認知症ケアパス」があります。誰もが認知症になっても住み慣れた地域で生き生きと暮らせるように、相談や介護サービス等の活用についてまとめて掲載されています。

◎認知症ケアパスについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[知ってあんしん認知症ガイドブック第2版 函館市認知症ケアパス](#)」

●函館市認知症ガイド

認知症に早く気づき、症状を理解して適切な対応をしていただくために、様々な相談機関（市役所の担当課、お住まいの地域、医療機関など）を掲載した「函館市認知症ガイド」があります。

◎認知症ガイドについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[認知症ガイド](#)」

下までスクロールすると中側、表のPDFがあります。

（内側を中にして3つ折りで使用できます。）

◎認知症についてのその他取り組みはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[函館地区高齢者のためのSOSネットワーク](#)」
「[認知症カフェ](#)」

医療側



介護側



～共通課題～

がんの相談窓口は？

●がん相談支援センター

がん患者の方やそのご家族，さらには，地域の住民，医療機関等からの相談窓口です。がん相談支援センターでは，がんの治療や予防などに関する一般的な情報や，地域の医療機関や医療従事者に関する情報の提供，セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介，療養上の相談などに対応しています。がん相談支援センターのある病院にかかっているがん患者だけではなく，他の病院にかかっている患者やそのご家族，親戚，知人，医療関係者など誰でも利用することができます。相談料は無料です。

地域がん診療連携拠点病院 (厚生労働省指定)	市立函館病院	函館市港町1丁目10番1号	43-2000 (代表)
	函館五稜郭病院	函館市五稜郭町38番3号	51-2295 (代表)

北海道がん診療連携指定病院 (北海道指定)	国立病院機構 函館病院	函館市川原町18番6号	51-0229 (直通)
	函館中央病院	函館市本町33番2号	52-1231 (代表)

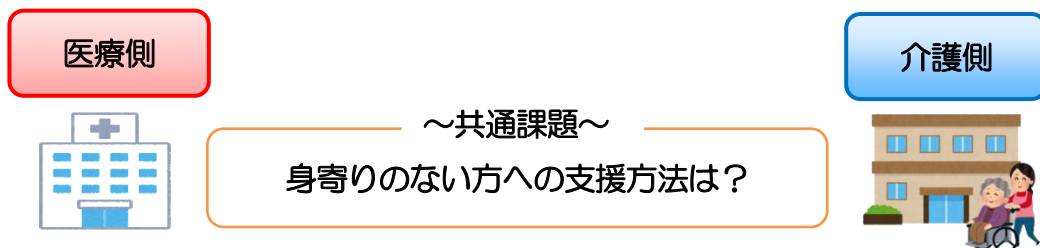
(五十音順)

【相談支援内容】

- がんによるつらい気持ちに対する心理的サポート
- 担当医と患者との間の円滑なコミュニケーションの支援
- 療養生活や治療に伴う不安に対する支援や提案
- 医療費，生活費，社会福祉制度に関する相談や制度の紹介
- ホスピス・緩和ケア・在宅医療に対する相談や情報提供 等
(担当医に代わって診断や治療方針を判断することはありません。)

◎がん対策についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[がん対策](#)」



入院時の医療同意、身元保証に関すること、その方が亡くなった時等、様々な課題に対しての対応策を知っておくことで、相談に対する答えの幅が広がります。ここでは権利擁護についてご紹介いたします。

●成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

◎成年後見制度についてはこちらをご参照ください

⇒函館市HP「[成年後見制度](#)」

⇒函館市社会福祉協議会HP「[権利擁護について](#)」

【相談窓口】

「 函館市成年後見センター 」	函館市若松町33番6号 函館市総合福祉センター (あいよる21) 2階	23-2600
「 函館市地域包括支援センター 」	P6参照	

●日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方や、在宅で生活する予定の方を対象に以下の事業を実施しております。※1回1時間程度の利用で、1,200円と生活支援員の交通費実費がかかります。(生活保護を受けている方は、公費で補助されるので、無料です。)

- ・福祉サービス利用援助・・・福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝いをします。利用している福祉サービスの苦情を解決するための手続きのお手伝いをします。
- ・日常的金銭管理サービス・・・公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝いをします。
- ・書類等の預かりサービス・・・定期預金通帳や年金証書など、なくしては困る大切な書類の預かりをします。(金融機関の貸金庫を利用します)

◎日常生活自立支援事業についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市社会福祉協議会HP「[権利擁護について](#)」

医療側



介護側



～共通課題～

生活困窮者への支援方法は？

●生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行されたことに伴い、経済的に困窮または社会的に孤立しているなど、今後の生活に不安を感じている方の相談窓口を下記のとおり設置しています。※生活保護受給者の方は対象外です。

◎自立支援相談窓口についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[生活困窮者の自立支援／生活困窮者自立支援制度](#)」

【相談窓口】

函館市保健福祉部地域包括ケア推進課 生活困窮者自立支援担当（市役所2階）	21-3089
--------------------------------------	---------

●生活福祉資金

他の貸付が利用出来ない低所得者、高齢者、障害者世帯の経済的自立と生活の安定を目指し市町村社協が窓口となって資金貸付の相談を行い、北海道社会福祉協議会での審査により貸付可否決定となります。具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度で、原則として、未払・未契約の費用が対象です。その他、臨時特例つなぎ資金、応急生活資金などの資金貸付があります。

◎資金貸付の詳細についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市社会福祉協議会HP「[資金貸付について](#)」

【相談窓口】

函館市社会福祉協議会	函館市若松町33番6号	23-2226
------------	-------------	---------

●生活保護制度

生活保護は、生活を維持するためにあらゆる努力をしても、病気になったり、障がいのため働けなくなったりなど、様々な理由で、生活費や医療費に困窮している方に、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、自立に向けて支援する制度です。

◎生活保護制度の詳細についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[生活保護／生活保護制度](#)」

【相談窓口】

函館市福祉事務所	生活支援第1課	本庁管内の方	21-3285
	湯川福祉課	湯川支所・銭亀沢支所・ 東部4支所管内の方	57-6170
	亀田福祉課	亀田支所管内の方	45-5483

医療側



介護側



～共通課題～

通院の移動手段がなく
困っている方がいる

●一人で公共交通機関を利用することが困難な方の移動手段について

要介護者や障がい者など、一人で公共交通機関を利用することが困難な方の移動サービスについては、以下のものがあります。

・車への乗降について（通院等乗降介助）

介護保険の訪問介護サービスの一つで、要介護認定で要介護1以上の認定を受け、車の乗り降りに介助が必要な方が、通院、選挙の投票、公的機関の手続きの際に、訪問介護員（ヘルパー）の運転する車への乗降の介助を受けることができます。利用にあたっては、事前に担当の介護支援専門員へ相談し、ケアプランに位置付けてもらうことが必要です。介護サービス利用料の他に目的地までの運賃がかかります。

・福祉タクシー

一般タクシー事業者が福祉車両を使用して行う運送や、障がい者の方等の乗車に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送を指します。

利用にあたっては、各事業者（※）へ各自にお問い合わせください。

・福祉有償運送

NPO法人等の団体が、実費の範囲内で、かつ営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用し個別輸送サービスです。利用にあたっては、登録制、会費等、団体ごとの定めがあるため、詳細につきましては各実施団体（※）へ各自にお問い合わせください。

・東部地区外出支援サービス

東部地区に居住している高齢者で、車いすを利用している等の理由により、一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、居宅と医療機関等の間を移動する際に、リフト付車両により移送するサービスです。詳細については下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

函館市保健福祉部高齢福祉課 相談支援担当（市役所2階）

21-3025

◎通院移動手段についてはこちらをご参照ください。

（※各事業者、各実施団体の一覧はこちらで確認ができます。）

⇒函館市HP「[一人で公共交通機関を利用することが困難な方の移動手段について](#)」

医療側



介護側



～共通課題～

苦情の相談窓口は？

ご本人やご家族からの苦情の相談を受けた場合は、まずはその医療機関・事業所の担当者へご相談ください。お互いの情報を共有することによって誤解が解け、解決できることもあるかもしれませんが、それでも解決に結びつかず、ご本人やその家族が納得できないという場合には、下記の相談窓口があります。

【医療機関の場合】

●函館市医療安全支援センター

市民からの医療に関する相談、苦情に対応し必要に応じ医療機関への情報提供を行うことで患者と医療機関との信頼関係を高めるとともに、市民が安心して医療を受けられる環境づくりの推進を目的としています。

対応内容：電話および面接を原則とします。なお、面接相談については、個室で相談を受けることを原則としておりますので予約制とさせていただきます。診療内容のトラブルについては、まず、当事者間での十分な話し合いが原則となります。「診断の内容」や「治療の方法」などの適否および過失の有無の判断はできません。病状に応じた特定の医療機関の紹介および健康相談については対応できません。

◎函館市医療安全支援センターについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[函館市医療安全支援センター](#)」

【相談窓口】

函館市医療安全支援センター（市立函館保健所3階 地域保健課内）	32-1528
---------------------------------	---------

【介護事業所等の場合】

●函館市福祉サービス苦情処理制度

この制度は、福祉サービスの苦情について、公正な第三者（福祉サービス苦情処理委員）が、福祉サービスを利用される方の権利利益の擁護者として、公平かつ適正な目で、苦情の解決にあたります。

◎函館市福祉サービス苦情処理制度についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[福祉サービス苦情処理制度](#)」

【相談窓口】

函館市福祉サービス苦情処理委員事務局（函館市保健福祉部管理課内）	21-3297
----------------------------------	---------

(3) 急変時

介護側



曜日・時間帯別の医療機関のかかり方について知りたい

下表を参考に、医療機関をご利用ください。受診した医療機関において、より詳しい検査や入院・手術の必要があると診断された場合は、直ちに二次救急医療機関に転送され、適切な処置が受けられます。日中の診療時間内は夜間にくらべて、医療スタッフなどの診療体制が充実しており、診察や検査がスムーズに受けられます。できるだけ日中に受診しましょう。ただし、生命に関わるような状態のときは、迷わず救急車を呼んでください。

また、急な病気やけがなど、いざという時に適切な処置が受けられるよう、病歴や服薬などの記録、日頃の健康状態を把握してくれる「かかりつけ医（ホームドクター）」を持つことがとても大切です。

	月～金	土曜日	日曜日・休日
午前	かかりつけ医		休日当番医
午後			
午後 7 時 30 分まで	夜間診療を行っている医療機関		
午後 7 時 30 分～深夜 0 時	函館市夜間急病センター		
深夜 0 時～午前 9 時	深夜 0 時以降に受診できる医療機関を探す 北海道救急医療・広域災害情報システム 0120-20-8699 携帯・PHS 011-221-8699		

◎受診可能な医療機関をお探しの方は、上記「北海道救急医療・広域災害情報システム」へお問合せ下さい。

●函館市の救急医療体制

救急医療機関を重症度に応じて3段階に分けて対応しています。

段階	患者の状態	医療機関	緊急度
初期救急 (※1)	軽症患者	函館市夜間急病センター 休日当番医	小 大
医師の判断で転送		より詳しい検査や入院が必要な時	
二次救急 (※2)	重症患者	市内の 11 病院が当番制で対応	
医師の判断で転送		高度な医療が必要な時	
三次救急 (※3)	生命に危険がおよぶ患者	市立函館病院救命救急センター	

- (※1) 初期救急医療機関：在宅当番医や夜間急病センターなど、休日および夜間において、比較的軽症の救急患者を受け入れる医療機関
- (※2) 二次救急医療機関：詳しい検査や入院治療を必要とするなど、重症の救急患者を受け入れる医療機関（市内の病院が当番制で対応）
- (※3) 三次救急医療機関：高度な医療が必要となるなど、生命に危険が及ぶ患者を受け入れる医療機関

◎救急についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[みんなで守る救急医療～私たちにできること](#)」

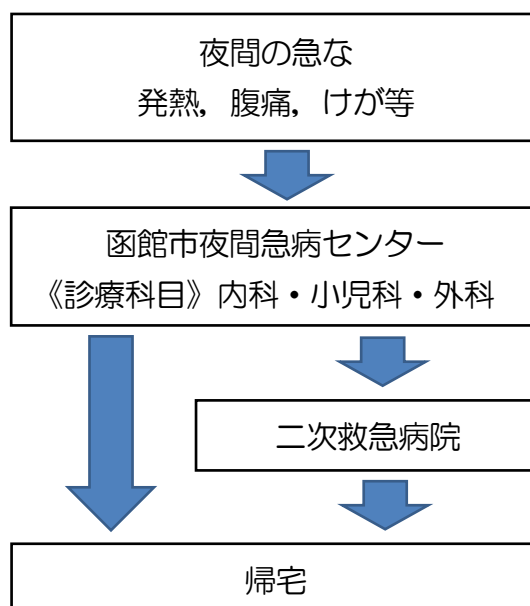
●**函館市夜間急病センター**

◎函館市夜間急病センターについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市夜間急病センターHP「[函館市夜間急病センター／診療案内](#)」

函館市夜間急病センター	函館市五稜郭町23番1号 函館市総合保健センター2階	30-1199
-------------	-------------------------------	---------

【**受診時の流れ**】



介護側



急変を防ぐためにできることって？

救急搬送はご本人やご家族、そして関わる介護関係者にとって、とても負担が大きく、緊迫した状況の中で適切な判断を求められます。なるべく救急搬送にならないように、普段心がけておくべきポイント（施設などにおける急変時対応のポイント）や、救急車を呼んだ時に正確な情報を救急隊に伝えるための『急変時対応シート』をお知らせします。

●施設等における急変時対応のポイント

①予防救急

- ・ 普段からの体調の把握ができており、異常の早期発見と重症化の予防ができる。
- ・ 施設内での多職種の情報共有、連携ができる。
- ・ 急変時対応マニュアルが職員へ周知徹底されており、活用できる。（施設内研修等）

②重症化の予防

- ・ 日中帯にかかりつけ医、嘱託医、協力医療機関への適切な報告・相談ができる。
- ・ 医師に報告・相談後に適切な対応が取れ、職員間の情報共有ができる。
- ・ 必要に応じて応急手当ができる。

③救急搬送時の対応

- ・ 適切に通報し救急隊員到着までの間、患者の変化に注意して観察ができる。
- ・ 救急隊員への情報伝達（伝達シート等）が準備され、適切に情報提供ができる。
- ・ 適切に救急搬送時の対応ができる。（搬送ルートの確保、救急車への同乗、持参記録等の準備等）
- ・ 救急医療機関へ適切な引き継ぎができる。（救急車への同乗、医療機関への情報提供）

④再発防止のための対策

- ・ かかりつけ医、嘱託医、協力医療機関との連携を取りながら、患者の変化に注意して、異常の早期発見に努めることができる。

①～④の流れを意識して、急変時対応に取り組みましょう!!

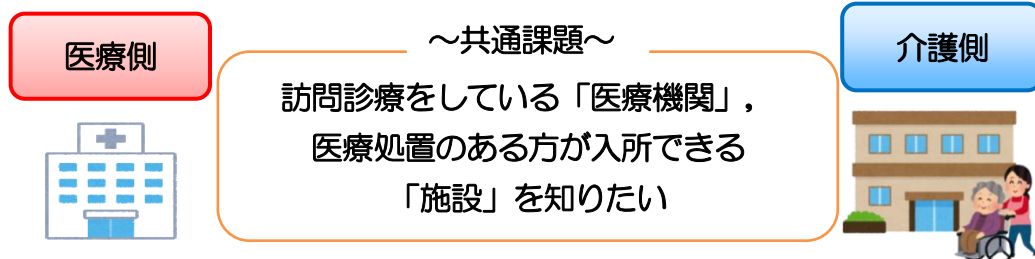
●急変時対応シート

急変時対応シートは消防庁のHPに重大な病気やけがの可能性のある「ためらわず救急車を呼んで欲しい症状」として掲載されている図に、救急隊が最低限伝達して欲しい情報を追加しております。函館市医療・介護連携支援センターHPからダウンロードが可能です。

◎急変時対応シートについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP

[「急変時対応シート」](#)



函館市医療・介護連携支援センターHPの「在宅医療・介護連携マップ」（以下マップ）では、函館市内の「在宅医療を行っている医療機関」または「在宅医療を支援している入院医療機関」「在宅支援を行っている薬局」「介護（居宅系）事業所」「介護（施設・居住系）事業所」の検索が可能となっています。例えば、医療機関の住所、電話番号や窓口担当者の他、ケアマネタイム（P13参照）、訪問診療や往診の可否等が確認することができます。また、介護事業所については「受け入れ可能な医療処置体制等」も検索することができます。

（このマップは、函館市内の医療・介護機関へ毎年アンケート調査を実施し、掲載希望の回答があった機関の情報を掲載しております。）

【問合せ先】

函館市医療・介護連携支援センター（函館市医師会病院1階）	43-3939
------------------------------	---------

◎在宅医療・介護連携マップについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP「[函館市在宅医療・介護連携マップ](#)」

○訪問診療と往診の違い

訪問診療は計画的な診療を行うことです。定期的に毎週〇曜日の〇時にと約束して医師が訪問し診療、治療、薬の処方、療養上の相談・指導等を行うことを言います。

往診は突発的に体調不良になった時等に医師が訪問し診療することを言います。

○在宅療養支援病院・支援診療所とは

在宅で療養している患者やその家族の求めに対し、24時間・365日体制で往診や訪問看護等の必要な医療を提供する病院・診療所のことを言います。

○在宅療養後方支援病院とは

在宅医療を提供している医療機関と提携し、あらかじめ当該病院を緊急時に入院を希望する病院として届け出ている患者について、緊急時に24時間・365日いつでも対応し、必要に応じて入院も受け入れる病院のことを言います。

(5) 訪問診療中

医療側



介護側



～共通課題～

歯科，栄養管理に関する相談窓口は？

●函館歯科医師会 道南圏域在宅歯科医療連携室

口腔に関すること（口腔ケアや訪問歯科診療など）の相談ができます。

受付時間 月曜～金曜 10時～16時（木曜は午前のみ）

◎道南圏域在宅歯科医療連携室についてはこちらをご参照ください。

⇒函館歯科医師会HP「[道南圏域在宅歯科医療連携室](#)」

道南圏域 在宅歯科医療連携室	函館市五稜郭町 23 番 1 号 総合保健センター1 階 函館口腔保健センター内	76-0039 (FAX兼)
-------------------	--	-------------------

●公益社団法人 北海道栄養士会「栄養ケア・ステーション® あおい」

栄養面のサポートが受けられます。また，医師の指示により栄養食事指導が受けられます。

栄養ケア・ステーション® あおい	函館市湯川町 2 丁目 17 番 8 号 湯の川女性クリニック内	090-8631-7953
---------------------	-------------------------------------	---------------

医療側



介護側



～共通課題～

柔道整復師，鍼灸師・マッサージ師に
訪問してもらい治療や施術を
受けることはできる？

●柔道整復師による訪問

骨折及び脱臼，捻挫，打撲，挫傷（肉離れ）等，各種損傷に対して治療を行います。また，自宅で転倒などの怪我をされ，通院が困難な方の自宅に訪問し治療を行います。

◎訪問可能な整骨院についてはこちらをご参照ください。

⇒北海道柔道整復師会 函館ブロックHP「[医療・介護連携往療整骨院](#)」

公益社団法人 北海道柔道整復師会 函館ブロック	51-4588
-------------------------	---------

●鍼灸師・マッサージ師による訪問

医師による治療を補完するかたちで，痛みや体のさまざまな辛さや筋力の低下，筋麻痺，関節拘縮などに対して施術を行います。機能訓練指導員でもあるため，介護予防や身体機能の回復などのリハビリテーションを行うことも可能です。独歩で公共交通機関を使っての外出が困難な状態の方には，居宅や施設に赴き，訪問による施術を行うこともできます。往療費も保険適応が可能です。

◎訪問可能な治療院についてはこちらをご参照ください。

⇒函館鍼灸マッサージ師連絡協議会HP「[訪問治療可能治療院](#)」

函館鍼灸マッサージ師連絡協議会	41-8901
-----------------	---------

(6) 人生の最終段階

医療側

介護側

～共通課題～



函館市の施設・在宅・病院での
看取りの現状について知りたい



看取りとは、近い将来死が避けられないとされた方に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、本人の意思と権利を最大限に尊重し人生の最期まで尊厳ある生活を支援することです。現在の日本は自宅で亡くなる方が少なくなり、病院で最期を迎える方のほうが多い状況となっています。しかし近年、「人生の最期の時期をどう過ごしたいのか」「どのような医療を受けたいのか」など、最期まで自分らしく過ごすということに関心が高まってきており、終末期等に関する意識調査でも、「住み慣れた場所で最期まで生活したい」と希望する方が少しずつ増えてきているという結果がみられています。

函館市においても、病院ではなく住み慣れた自宅や施設等で最期まで過ごしたいと希望されている方は少なくありません。実際に医療・介護関係者の連携によって、そのような希望を叶えられている方もいらっしゃいますが、中には様々な要因により、希望があっても思うように過ごすことができない方もいらっしゃいます。ご本人ご家族の意向を尊重し、望む選択ができ人生の最終段階を穏やかに過ごせるような地域になっていくためには、医療と介護の専門職が連携し看取りに向けた環境を整えていくことが大切です。

函館市医療・介護連携支援センターでは、そのような地域作りの支援として、様々な取り組みを行っております。参考となればと思いご紹介させていただきます。

◎函館市医療・介護連携多職種研修会「地域での看取りを知る」についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP～その現状とこれから～

[「開催報告 第4回 函館市医療・介護連携多職種研修会」](#)

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP～多職種の視点からみた看取りの実際～

[「開催報告 第5回 函館市医療・介護連携多職種研修会」](#)

◎函館市医療・介護連携多職種研修会「施設看取り研修会」についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP～介護施設等での看取りケアの取り組み～

[「開催報告 令和元年度施設看取り研修会」](#)

◎看取りに関わる専門職のコラムについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP

[「施設医・在宅医・病院医～それぞれの立場からの看取り～」](#)

[「医師・施設相談員・在宅ヘルパー・病院看護師～それぞれの立場からの看取り～」](#)

(7) その他

医療側



介護側



～共通課題～

地域の社会資源を知りたい

函館市には介護保険サービス以外にも介護や援助を必要とするひとり暮らしの高齢者（おおむね65歳以上）や高齢者のみの世帯の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な社会資源があります。ここでは高齢者福祉サービスと介護予防についてご紹介します。

◎高齢者福祉サービスについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[高齢者福祉サービス（介護保険以外のサービス）](#)」

- ・[在宅生活を支えるサービス](#)
- ・[介護者を支えるサービス](#)
- ・[認知症の方とご家族のためのサービス](#)
- ・[生きがいづくり・社会参加の促進のためのサービス](#)

【問い合わせ先】下記へお問い合わせいただくと各担当窓口をご案内します。

函館市保健福祉部高齢福祉課 相談支援担当（市役所2階）	21-3025
-----------------------------	---------

◎介護予防についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[介護予防](#)」

函館市保健福祉部高齢福祉課 介護予防・認知症担当	21-3081
--------------------------	---------

医療側



介護側



～共通課題～

高齢者の住まいについて知りたい

函館市医療・介護連携支援センターのHPには介護保険施設の他にも有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の情報が掲載されています。

◎介護保険施設やサービス付き高齢者向け住宅等の検索についてはこちらをご参照ください。料金や入居条件は各自お問い合わせください。

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP「[函館市在宅医療・介護連携マップ](#)」

◎その他、高齢者向け優良賃貸住宅制度についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[高齢者向け優良賃貸住宅制度](#)」

3 関係機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号
函館市医療・介護連携支援センター	函館市富岡町2丁目10番10号	43-3939

●函館市地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）

名 称	所 在 地	電話番号
函館市地域包括支援センターあさひ	函館市旭町4番12号	27-8880
函館市地域包括支援センターこん中央	函館市松風町18番14号	27-0777
函館市地域包括支援センターときとう	函館市時任町35番24号	33-0555
函館市地域包括支援センターゆのかわ	函館市湯川町3丁目29番15号	36-4300
函館市地域包括支援センターたかおか	函館市高丘町3番1号	57-7740
函館市地域包括支援センター西堀	函館市中道2丁目6番11号	52-0016
函館市地域包括支援センター亀田	函館市昭和1丁目23番8号	40-7755
函館市地域包括支援センター神山	函館市神山1丁目25番9号	76-0820
函館市地域包括支援センターよろこび	函館市桔梗1丁目14番1号	34-6868
函館市地域包括支援センター社協	函館市館町3番1号	82-4700

●市関係窓口

名 称			所 在 地	電話番号
函館市保健福祉部	高齢福祉課	高齢者・介護総合相談窓口（市役所2階）	函館市東雲町4番13号	21-3025
		介護予防・認知症担当（市役所2階）		21-3081
	介護保険課	介護認定担当（市役所2階）		21-3028
	管理課	函館市福祉サービス苦情処理委員事務局（市役所3階）		21-3297
	地域包括ケア推進課	生活困窮者自立支援担当（市役所2階）		21-3089
	生活支援課	（市役所2階）		21-3285
函館市市民部	国保年金課	給付担当（国民健康保険）	函館市五稜郭町23番1号	21-3145
		高齢者医療担当（市役所1階）		21-3184
市立函館保健所	地域保健課内	函館市医療安全支援センター（市立函館保健所3階）	函館市五稜郭町23番1号	32-1528

《参考》

- 厚生労働省 HP
- 国立がん研究センターHP
- 全国健康保険協会（協会けんぽ）HP
- 函館市 HP
- 函館市医療・介護連携支援センターHP
- 函館歯科医師会 HP
- 函館市社会福祉協議会 HP
- 函館市夜間急病センターHP／パンフレット
- 函館薬剤師会 HP
- 函館鍼灸マッサージ師連絡協議会 HP
- 北海道柔道整復師会 函館ブロックHP

医療と介護の連携を支援する

はこだて療養支援のしおり

令和2年12月発行

令和3年6月更新

発行者 函館市医療・介護連携推進協議会
連携ルール作業部会 退院支援分科会
(事務局：函館市医療・介護連携支援センター)

住 所 〒041-8522
函館市富岡町2丁目10番10号 函館市医師会病院内

電 話 0138-43-3939